

平成28年度西日本弁理士クラブ若手会主催
「新しいタイプの商標の「その後」について」 研修報告

平成28年9月23日（金）に、「新しいタイプの商標の「その後」について」をテーマにして研修を開催致しました。平日の夕方にも関わらず、29名の方にご参加頂きました。なお、本研修は、6月30日に開催予定の研修が延期となったものです。



今回の研修では、講師に弁理士の並川鉄也先生をお迎えして、平成26年改正により、新たに登録可能となった新しいタイプの商標の審査の現状について、改訂審査基準（第12版）にも触れながら、具体例を用いてお話し頂きました。

昨年4月1日に新しいタイプの商標の出願受付がスタートした後の音商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標の5種類について、特許庁がどのように審査し、どのような判断を下しているのか、改訂審査基準の内容にも触れながら、最新データおよび具体例と共に審査の現状を説明して頂きました。

新しい商標の「その後」における実務上のポイントとして、全般的に審査に時間がかかっていることや、音商標の出願時における商標特定の難しさや審査時における類否判断の難しさ、色彩のみの商標の審査における登録の難しさといった点について、具体例を用いて、分かりやすく解説して頂きました。



今後、新しい商標についてクライアントに相談を受けた際に、弁理士として適切なアドバイスができるような有意義な研修になったと思います。

以上